

第34回宇和島市産業まつり開催業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、「第34回宇和島市産業まつり」開催業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（1）業務名

第34回宇和島市産業まつり開催業務

（2）業務の目的、内容

別紙仕様書のとおり

（3）業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月5日（金）まで

（4）予算（提案限度額）

金 4, 950, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記予算額は、第34回宇和島市産業まつりに係る費用とする。また、仕様書に定めのない事項で追加の費用負担が生じる場合は、実施委員会・受注者が協議して別途決定する。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしている者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （2）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く）。
- （3）宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること（参加意向表明書提出時に併せて入札参加資格登録申請をしても可）。
- （4）宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示第97号）に基

づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。

- (5) 過去5年間（令和3年6月以降）に、受託する業務内容と同種・類似のイベント企画運営業務の履行実績を有すること（同種・類似業務：1日あたりの集客規模が1,000名以上の企画運営業務等）。

5 質疑の受付及び回答

(1) 提出方法

実施要領、仕様書等に係る質疑は、質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受け付けないものとする。なお、電子メールを送信した後に、宇和島市産業まつり実施委員会事務局（宇和島市産業経済部農林課）まで送信した旨の電話をすること。

(2) 質疑様式等

様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

- ア 件名は「第34回宇和島市産業まつり開催業務委託に関する質問」とすること。
- イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(3) 提出期限

令和8年8月14日（金）正午必着とする。

(4) 提出先

宇和島市産業まつり実施委員会事務局（宇和島市産業経済部農林課内）
電話番号：0895-24-1111（代表）内線2870
E-mail：norin@city.uwajima.lg.jp

(5) 回答方法

令和8年8月21日（金）までに、宇和島市ホームページにて回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

6 参加申込書の作成及び提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 同種・類似業務の履行実績（様式2）
- ウ 業務実施責任者及び担当者の経歴、実績等（様式3）
- エ 業務実施責任者及び担当者を含む組織体制（様式自由）

(2) 提出期限等

- ア 提出期限 令和8年8月28日（金）17時必着
- イ 提出場所 宇和島市産業まつり実施委員会事務局

(宇和島市産業経済部農林課内)

ウ 提出方法 持参又は郵送 各 1 部

※合わせて電子データでも提出すること。

7 企画提案申込書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 企画提案申込書(様式4)

イ 企画提案書(様式自由、横長形式)

- ・各参加者1案のみとし、表紙、目次を除きA4判25ページ以内で作成すること。
- ・従事するスタッフの体制及び過去に実施した類似業務の成果も盛り込むこと。

ウ 参考見積書(様式5)及び見積内訳書

エ 実施スケジュール及び実施体制(様式自由)

(2) 提出期限等

ア 提出期限 令和8年9月11日(金) 17時必着

イ 提出場所 宇和島市産業まつり実施委員会事務局

(宇和島市産業経済部農林課内)

TEL: 0895-24-1111 内線2870

E-mail: norin@city.uwajima.lg.jp

ウ 提出方法 持参又は郵送 各6部(正本1部、副本5部)

※合わせて電子データでも提出すること。

(3) 企画提案書の作成上の留意点

ア 企画提案書は、業務の実施方針、概要、アピール点、工夫した点等について、簡潔かつ明確に記載すること。

イ 事業所間の連携により、共同事業体での提案も可とする。

(4) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(5) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2（4）の予算（提案限度額）を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定方法等

（1）審査基準

別紙「審査基準」のとおり

（2）プレゼンテーション審査の実施

ア 実施日程 令和8年9月下旬（予定）

イ 実施場所 宇和島市役所本庁内の会議室

※実施日時、場所等の詳細については、企画提案者に別途連絡する。

※参加者が多数となったときは、プレゼンテーションの実施方法等を変更する
場合がある。この場合は、別途参加者にその旨を通知する。

ウ 実施方法

①説明は30分以内、質疑応答は10分程度とする。

②プレゼンテーションの順番は、原則、参加申込書の提出順とする。

③説明は、提出した企画提案書の内容に基づき説明すること。

④プレゼンテーションで、プロジェクター等を使用する場合は、事前に申し出る
こと。また、使用するパソコン等の機器は各企画提案者で用意し、プロジェク
ター及びスクリーンは委員会で用意する。

⑤審査は、見積書、プレゼンテーションについて、審査基準に基づいて評価する。

（3）候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、評価の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者
として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案の金額が最も安価な者を契約の相手方
の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当
初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も
安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点（500点満点）が300点未満の場合は、候補者として
選定しない。

9 審査結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。なお、審査結果等に

ついでに異議申し立ては受け付けません。

10 審査結果の公表

審査結果は、宇和島市ホームページにおいて公表する。

なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- ① 受託候補者の名称
- ② 全参加者の名称（五十音順）
- ③ 全参加者の点数（得点順）

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

11 日程

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

実施公告	令和8年 7月31日(金)
実施要領等に関する質疑受付	令和8年 7月31日(金)から 令和8年 8月14日(金)正午まで
実施要領等に関する質疑回答	令和8年 8月21日(金)
参加申込書の提出期限	令和8年 8月28日(金)17時
企画提案申込書等の提出期限	令和8年 9月11日(金)17時
プレゼンテーション審査	令和8年 9月下旬(予定)
審査結果の通知・公表	令和8年10月上旬(予定)
業務委託契約の締結・業務開始	令和8年10月中旬(予定)

12 契約手続

- (1) 受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。
- (2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

13 その他留意事項

- (1) 参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式6）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び参考見積書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書等を提出した後、企画提案書及び参考見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、宇和島市産業まつり実施委員会事務局から指示があった場合を除く。

- (4) 企画提案書等を提出した後、宇和島市産業まつり実施委員会事務局が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、企画提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (8) 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。

14 提出・問合せ先

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

宇和島市産業まつり実施委員会事務局

（宇和島市産業経済部農林課内）担当 渡森

TEL：0895-24-1111 内線2870

E-mail：norin@city.uwajima.lg.jp